

第 61 回国連婦人の地位委員会

2017 年 3 月 13～24 日

変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメント

合意結論（仮訳）

1. 女性の地位委員会（以下「委員会」という。）は、「北京宣言及び行動綱領」、第 23 回国連特別総会成果文書、第 4 回世界女性会議 10 周年、15 周年、及び 20 周年に当たって委員会が採択した宣言を改めて確認する。
2. 委員会は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」とこれらの「選択議定書」、並びに「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「障害者の権利に関する条約」等その他の関連条約が、変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメントをはじめ、ジェンダー平等及び女性と少女のエンパワーメントを実現し、全ての女性と少女があらゆる人権と基本的自由を生涯を通じて完全かつ平等に享受するための、国際的な法的枠組みと包括的な対策を規定していることを、改めて表明する。
3. 委員会は、女性の経済的エンパワーメントのために欠くことのできない女性の働く権利と職場での権利の実現に関係する国際労働機関（以下「ILO」という。）の関連基準の重要性を認識し、ILO の掲げる働きがいのある人間らしい仕事（以下「ディーセント・ワーク」という。）に係る目標及び「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」を想起する。
4. 委員会は、「北京宣言及び行動綱領」及び同レビューの成果文書、並びに関連する主要な国際連合の会議及びサミットの成果文書やそうした会議及びサミットのフォローアップは、持続可能な開発のための堅固な基盤を構築しており、「北京宣言及び行動綱領」の完全かつ効果的かつ迅速な実施は「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の実施及び女性の経済的エンパワーメントにきわめて重要な貢献をもたらすことを改めて確認する。
5. 委員会は、「国際人口開発会議」とその行動計画及び同レビューの成果文書をはじめ、関連の国連のサミット及び会議で決められたジェンダー平等と全ての女性と少女のエンパワーメントに関するコミットメントを改めて確認する。
6. 委員会は、変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメント、「北京宣言及び行動綱領」の完全かつ効果的かつ迅速な実施、及びジェンダーに敏感な「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の実施は相互に強化し合う関係にあることを強調する。委員会は、持続可能な開発への女性と少女の重要な貢献を認め、ジェンダー平等、全ての女性と少女のエンパワーメント、及び女性の経済における完全かつ平等な参画とリーダーシップが、持続可能な開発の達成、平和で公正で包摂的な社会の促進、持続的で包摂的で持続可能な経済成長と生産性の強化、あらゆる場所でのあらゆる形の貧困の撲滅、及び万人の福利の確保のために、極めて重要であることを改めて表明する。

7. 委員会は、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、その普遍性、包括性、及び不可分性を反映しつつ、国ごとの実状、能力、及び開発水準を考慮に入れ、各国の政策余地及びリーダーシップを尊重しながら、関連国際規定とコミットメントに沿って、ジェンダー平等及び女性と少女のエンパワーメントを実現する一貫した持続可能な開発戦略の構築等により、包括的に実施される必要があることを改めて表明する。委員会は、各国政府が 2030 アジェンダの進捗状況に関する国内レベル、地域レベル、及び世界レベルでのフォローアップ及び検証の主たる責任を負うことを確認する。

8. 委員会は、女性の経済的エンパワーメント及び女性の働く権利と職場での権利、完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワークの促進等に向け、ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントの達成の点で、域内条約、法的文書、取組のそれぞれが、それぞれの域内、国内で果たす重要な役割を認識する。

9. 委員会は、女性の経済的エンパワーメントに関する事務総長ハイレベルパネルに留意する。

10. 委員会は、開発の権利を含め、全ての女性と少女の人権と基本的自由の推進、保護、尊重は、普遍的かつ不可分であり、相互に依存し関わりあい、女性の経済的エンパワーメントのためにきわめて重要であり、貧困の撲滅と女性の経済的エンパワーメントを目的とする全ての政策及びプログラムに主流化されるべきであることを改めて確認する。また、誰もが経済的、社会的、文化的、政治的發展に参加し、貢献し、これを享受する権利を確保する対策の必要性を認め、市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利の推進、保護、完全な実現に、等しい注意及び緊急の配慮がなされるべきことを改めて確認する。

11. 委員会は、雇用、採用、就業継続、再就職、管理職・上級職への昇進昇格、退職、解雇の条件や状況に関するものなど、変化する仕事の世界における女性のライフサイクルを通じた経済的エンパワーメントに対する構造的障壁は、公的及び私的な領域での複合的・交差的形態の差別により悪化する可能性があり、それらはいずれも経済・金融・人道的な危機、武力紛争及び紛争後の状況、自然災害及び人為的災害、並びに難民や国内避難民などが生じた際にさらに増大するおそれがあることも認識する。

12. 委員会は、変化の担い手かつ受益者として、ジェンダー平等と全ての女性と少女のエンパワーメントの実現における男性と少年の十分な関与の重要性を認識する。委員会は、変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメントの実現及び女性と少女に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃における支持者としての男性の役割も強調する。

13. 委員会は、女性の経済的エンパワーメント及び女性の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワークの推進、並びに「北京宣言及び行動綱領」の実施と「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」のジェンダーに敏感な実施の推進における、女性と少女の地位向上のための国内本部機構の重要な役割、存在する国においては国内人権機構の適切な貢献、及び市民社会の重要な役割を認識する。

14. 委員会は、セクシュアル・ハラスメントを始めとする仕事の世界におけるハラスメント、性的又はジェンダーに起因する暴力、DV、とりわけ人身取引や女性殺し（フェミサイド）、さらには児童婚、若年婚、強制婚、女性性器切除等の有害慣行等、公的及び私的な場における女性と少女に対するあらゆる

る形態の暴力を強く非難する。こうした形態の暴力は女性の経済的エンパワーメント及び女性の経済的・社会的成長の実現に向けた主要な障害であり、とりわけ長期欠勤、昇進機会の喪失、職の喪失につながりがちであることにより、女性が労働市場に参入、昇進、勤続し、各自の能力に見合った貢献をする妨げとなっていることを認識する。そうした暴力が経済的自立を妨げ、経済生産の喪失とそれによる精神的・肉体的影響、並びに医療、法律部門、社会福祉、及び専門的サービスに関係する費用など、直接的・間接的な、短期的・長期的なコストを社会や個人にもたらしうることも認識し、さらに、女性の経済自立は女性が虐待関係から抜け出すための選択肢の幅を広げるものであることを認識する。

15. 委員会は、ジェンダー平等に対する構造的障壁とジェンダーに基づく差別は全世界の労働市場に根強く存在し、このことが仕事と家族責任のバランスの面で男性以上に女性に多大な制約をもたらしていること、女性の全面的な社会参加及び仕事の世界への平等な参画を可能にするためにはこうした構造的障壁を除去する必要があることを認識する。委員会は、変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメントの実現に向けたこれまでの前進は不十分であり、女性の可能性の十分な発揮及び女性の人権と基本的自由の全面的な享受の妨げとなっていることも認識する。

16. 委員会は、家族責任の分担は、変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメントを可能にする家族環境を創出し、開発に寄与すること、女性も男性も家族の福祉に重要な貢献をすること、並びにとりわけ家庭に対する女性の貢献は、今なお十分に認識されていない無償のケア労働及び家事労働（訳注：家庭において又は家庭のために行われる労働）を含め、社会的・経済的開発のために不可欠な人的・社会的資本を生み出すことを認識する。

17. 委員会は、労働力参加とリーダーシップ、賃金、所得、年金及び社会的保護、並びに経済的資源や生産資源へのアクセスにおける重大な男女格差が継続していることに関し、懸念を表明する。委員会は、差別的な法律と政策、ジェンダーに関する固定観念、及び否定的な社会規範など、女性の経済的エンパワーメントに対する構造的障壁に関しても懸念を表明する。委員会はさらに、不平等な労働条件、限定されたキャリアアップの機会、及び多くの地域におけるインフォーマル及び非標準的な雇用形態の増加を懸念する。

18. 委員会は、あらゆる部門における、垂直的及び水平的側面における職業分離に関し懸念を表明する。委員会は、労働市場、ディーセント・ワーク、能力強化における男女の平等な機会や、女性の上級職への参画やリーダーシップの拡大により、職業生活における職業分離の根本的原因に対処することが可能となり、女性、男性とも異性が多数を占める公共部門及び民間部門の職業への参入のためのエンパワーメントを可能とすることを認識する。

19. 委員会は、保健部門及び社会部門における被用者の大半を女性が占めていること、そうした部門で働いていることが持続可能な開発への重要な貢献となっていること、並びにそうした部門への投資は、女性の労働条件と賃金の向上によって、また、能力強化とキャリア向上を通じた経済的エンパワーメントの機会の創出によって、女性の経済的エンパワーメントを強化し、無償かつインフォーマルなケアの役割をディーセント・ワークに転換させうることを認識する。

20. 委員会は、根強く続く「貧困の女性化」に懸念を表明し、極度の貧困を含む、あらゆる形態及び側

面の貧困の撲滅は、女性の経済的エンパワーメントと持続可能な開発に不可欠な要件であることを強調する。委員会は、ジェンダー平等と全ての女性と少女のエンパワーメントの実現は貧困の撲滅と相互に強化しあう関係にあること、並びに、社会的保護制度等により、ライフサイクルを通じて女性と少女の適切な生活水準を確保する必要があることを認識する。

21. 委員会は、女性労働者の得る賃金が一貫して低く、それにより女性自身とその家族が適正かつ尊厳ある生活条件を得る妨げとなることが多いことについても懸念を表明し、男女の賃金格差など根強く続く経済的不平等への取り組みにおける労働組合や社会対話の役割の重要性を認識する。

22. 委員会は、気候変動が持続可能な開発の実現にもたらす課題への懸念を改めて表明し、不平等と差別に直面する女性と少女が、気候変動やその他の環境問題、とりわけ砂漠化、森林破壊、砂塵嵐、自然災害、長期的な干ばつ、異常気象、海面上昇、海岸侵食、海洋の酸性化によって、しばしば過度な影響を受けることを改めて述べる。また委員会は、「国連気候変動枠組条約」に基づいて採択された「パリ協定」を想起し、各国が気候変動に取り組むために行動する際には、ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントを尊重、促進し、考慮すべきことを改めて確認する。

23. 委員会は、グローバル化は女性の経済的エンパワーメントにとって課題であると同時に、好機でもあることを認識する。委員会は、我々の共通の人間性に基づき共有する未来を創出していくため、また、グローバリゼーションが、女性と少女を含むすべての人にとって完全に包摂的で平等であり、女性の経済的エンパワーメントにとって徐々に肯定的な力となることを確保していくために、広範かつ持続的な取り組みを行う必要があることを認識する。

24. 委員会は、教育を受ける権利の実現及び良質な包摂的教育へのアクセスが、ジェンダー平等と全ての女性と少女のエンパワーメントの達成に寄与することを改めて確認する。そして、中・高等教育へのアクセス・就学継続・修了の男女格差が遅々として縮小しないことを懸念をもって指摘し、生涯にわたる学習機会の重要性を強調する。委員会は、労働市場の構造的変化をもたらしつつある新技術は、科学、技術、工学、数学、及び情報通信技術に係る基礎的なデジタル・フルエンシーから高度な技術的スキルまでの技能取得を女性と少女に求めるような、新たな、これまでとは異質な雇用機会を提供することを認識する。

25. 委員会は、十分な財源の動員、能力構築、及び相互に合意された条件での技術移転等を始めとする女性の経済的エンパワーメントに向けた国家の取り組みを支援する有益な外的環境の重要性を認識する。これにより、女性の経済的エンパワーメントを促進する実現技術の使用は高まることとなるだろう。

26. 委員会は、労働市場における男女格差を埋めるため、世界的に取組がなされていることを認識する。しかし、委員会は、更なる前進が、労働におけるジェンダー平等を確保するための暫定的特別措置によりなされうることを指摘する。

27. 委員会は、ジェンダー平等と女性の経済的エンパワーメントを含む全ての女性と少女のエンパワーメントの実現に向けて、資源格差を縮小する大幅な投資拡大の重要性を改めて確認する。このため、これまでの前進を更に続け、南北、南南、また三角協力を含む国際協力を強化するためにも、南南協

力は南北協力を代わるものではなく、むしろ、これを補強するものであることを念頭に置きつつ、国内外の資源の活用・分配、政府開発援助における公約の完全な実施、及び不法な資金の流れの遮断を含め、あらゆる資金源から資金を集めることがとりわけ必要である。

28. 委員会は、女性の労働市場への参画拡大、女性の経済的自立、並びに経済的資源へのアクセス及び所有は、持続可能で包摂的な経済成長、繁栄、競争力、及び社会の福祉に資するものであることを認識する。

29. 委員会は、女性の経済的権利の平等、経済的エンパワーメント及び自立が、2030 アジェンダの達成にとって不可欠であることを認識する。委員会は、土地、天然資源等の経済・生産資源、財産権・相続権、適切な新技術及び小口金融を含む金融サービスへのアクセス、並びに十分かつ生産的な雇用やディーセント・ワークへの女性の機会平等、及び同一又は同一価値労働に対する同一賃金に関して、女性と男性、またそれが適用できる場合は少女と少年の権利平等を実現する法制その他の改革を行う重要性を強調する。委員会は、包括的成長と持続可能な開発への女性移民労働者の建設的貢献を認識する。

30. 委員会は、子供、高齢者、障害者、及び HIV・エイズ感染者へのケアなど、無償のケア労働及び家事労働を女性と少女が過大に担っていること、並びにそうした偏った責任分担が女性と少女の教育の修了あるいは進学、有償の労働市場への女性の参入及び再参入と昇進、及び女性の経済的機会と起業活動への重大な制約となっており、結果的に社会保護と年金の両方での格差をもたらしていることを認識する。委員会は、男女間での均等な責任分担を促進し、とりわけ社会保護政策及びインフラ開発を優先化することにより、無償のケア労働及び家事労働の不均衡を認識 (recognize) し、縮小 (reduce) し、再配分 (redistribute) する必要があることを強調する。

31. 委員会は、達成可能な最高水準の心身の健康を享受する権利の全面的実現は、女性と少女の生活と福利のためにも、社会生活と個人的生活への参加を可能とするためにも欠くことのできないものであり、女性の経済的エンパワーメント及び経済への完全かつ平等な参画とリーダーシップを含むジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのために極めて重要であることを認識する。

32. 委員会は、第 61 回会期の重点領域として先住民族女性のエンパワーメントを検討し、第 62 回会期の優先テーマとして農山漁村の女性・少女のジェンダー平等及びエンパワーメント実現のための課題と機会について検討することとしているが、その基となっている 2017-2019 年の複数年度にわたる業務プログラムを想起する。

33. 委員会は、とりわけ貧困で脆弱な家庭において、貧困撲滅、持続可能な開発及び食料安全保障と栄養の面で、農山漁村の女性と少女の重要な役割と貢献を認識する。委員会は、農山漁村の女性のエンパワーメント及びあらゆる意思決定段階への全面的かつ平等で効果的な参画の重要性も認識する。

34. 委員会は、先住民族が所有する企業の設立などを通じた先住民族女性の経済的エンパワーメント、包摂及び開発は、先住民族女性が社会的、文化的、市民的及び政治的関わりを深め、経済的自立を高め、より持続可能で強靱性のあるコミュニティを構築することを可能にするものであると認識し、ま

た、先住民族のより広い経済社会への貢献について指摘する。

35. 委員会は、社会の発展及び相互理解と多文化共生の促進へのアフリカ系の女性と少女の重要な貢献を認識する。また、委員会は、公共政策の策定及び監視に当たって、アフリカ系の女性と少女の具体的なニーズ及び実状を考慮に入れつつ、「アフリカ系の人々のための国際の10年」を実施するための活動計画を念頭に置きつつ、ジェンダー視点の主流化への各国のコミットメントを想起する。委員会は、アフリカ系女性の経済的エンパワーメントの重要性も認識する。

36. 委員会は、移民女性と少女、とりわけ移民女性労働者の出身国、通過国、行き先国における持続可能な開発への積極的な貢献を認識する。委員会は、家事労働者（訳注：雇用関係の下で家事労働に従事する者）及びケア労働者の仕事も含めたあらゆる部門における移民女性の労働の価値と尊厳を強調する。

37. 委員会は、移民女性と少女の置かれる特殊な状況及び脆弱さに取り組む必要性を想起する。委員会は、多くの移民女性、とりわけインフォーマル経済（訳注：法又は実務上、公式の取決めの対象となっていないか公式の取決めが十分に適用されていない労働者及び経済単位の行うあらゆる経済活動）及び非熟練労働において雇用されている移民女性は、虐待及び搾取に対して特に脆弱であることを懸念し、この点で各国が移民の人権を保護し虐待と搾取の防止と対策を図る義務を強調する。

38. 委員会は、障害を持つ女性は、複合的・交差的な形態の差別に直面し、構造的、物理的及び言動面での障壁に遭遇し、他者と同等の職場へのアクセス及び参加が妨げられており、労働参加率が低いことに関し懸念を表明し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が障害者を包摂して実施されることを確保する対策の必要性を強調する。

39. 委員会は、女性と少女の関心、ニーズ、ビジョンを、2030アジェンダを含めた地域、国内、域内、国際レベルのアジェンダに取り入れる上で、女性団体や地域団体、フェミニスト・グループ、女性人権擁護団体、少女と若者の主導する団体を含む市民社会の大きな貢献を歓迎し、変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメントに関する対策の実施に市民社会が開放的、包摂的かつ透明性をもって関与することの重要性を認識する。

40. 委員会は、あらゆるレベルで各国政府が、適切な場合には国連諸機関や国際機関・域内組織とともに、国家的な優先事項を念頭に置きつつ、それぞれの権限を念頭に置きながら、以下の行動を取ること強く勧奨する。また、市民社会、民間セクター、雇用者団体、労働組合が以下の行動を適宜取ることを奨励する。

規範的・法的な枠組みの強化

(a) 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、及びそれらの選択議定書の批准あるいは加盟を最優先事項として検討し、あらゆる留保の範囲を限定し、いかなる留保も上記条約の趣旨と目的に矛盾しないようできる限り正確かつ限定的に規定し、留保の撤廃を視野に入れて定期的な見直しを行い、関連条約の趣旨及び目的に反する留保は撤回し、とりわけ、

効果的な国の法律・政策を制定することによって上記条約を完全に履行する。

(b) 女性の働く権利と職場での権利の実現に寄与するべく、ILOの基本条約、すなわち「結社の自由及び団結権保護に関する1948年条約（第87号）」、「団結権及び団体交渉権についての1949年条約（第98号）」、「強制労働に関する1930年条約（第29号）」、「強制労働廃止に関する1957年条約（第105号）」、「最低年齢に関する1973年条約（第138号）」、「最悪の形態の児童労働に関する1999年条約（第182号）」、「同一報酬に関する1951年条約（第100号）」、及び「差別待遇（雇用及び職業）に関する1958年条約（第111号）」の批准を検討し、批准済みの国はその実施を検討する。

(c) 労働市場への女性の参画とアクセス等、特に仕事の世界における平等を確保し、女性に対する差別を禁止する法律及び規制枠組、とりわけ妊娠、母親であること、配偶者関係、又は年齢に基づいた差別、並びにその他の複合的・交差的な形態の差別を禁じる法律及び枠組みを制定又は強化し、実施する。ライフサイクルを通じて女性が公的セクター及び民間セクターにおいてディーセント・ワークの平等な機会を得られることを確保するための適切な対策を講じ、その際、実質上の男女平等の促進を目的とした暫定的特別措置は差別とみなされるべきでないことを認識する。また、男女の不平等、男女にまつわる固定観念、及び男女間の不平等な力関係の根本的原因に取り組む。さらに、必要に応じて、不遵守があった場合の効果的な是正手段及び司法アクセス、並びに暴力及び人権侵害についての説明責任を提供する。

(d) 女性と男性、場合により少女と少年が、経済的・生産的資源にアクセスする平等の権利を実現するために法律を制定し、改革を実行する。これには、土地、財産・相続権、自然資源、適切な新技術、及び信用取引・銀行取引・小口金融を含む金融サービスへのアクセス・所有権・処分権、並びにこれに関連した平等な司法アクセス及び法的支援が含まれる。さらに女性が契約を締結するための法的資格及び男性との平等な権利を確保する。

(e) 職業上の分離をなくすため、構造的障壁、男女にまつわる固定観念、及び否定的な社会規範に取り組む、労働市場及び教育・訓練への女性の平等なアクセスと参加を促進し、多数の女性労働者を擁する部門の価値を認識しつつも、科学、技術、工学、数学、及び情報通信技術等の新興分野及び成長経済部門における女性の教育と職業の選択が多様化されるよう女性を支援する。

(f) 男女の賃金格差をなくすため極めて重要な対策として、公的セクター及び民間セクターにおいて同一労働同一賃金又は同一価値労働同一賃金の原則を擁護する法律及び規制を制定又は強化し、実施する。この点に関し、不遵守があった場合の効果的な是正手段及び司法アクセスを提供する。さらに、社会対話、団体交渉、職務評価、意識向上キャンペーン、賃金の透明性向上と男女の賃金監査、及び資金実態の証明と検査、男女の賃金格差に関するデータや分析の提供拡充などを通じて、同一賃金政策の実施を促進する。

(g) 仕事の世界における公的及び私的な領域でのあらゆる年齢の女性に対するあらゆる形態の暴力及びハラスメントを除去するための法律及び政策を制定又は強化し、実施し、不遵守があった場合の効果的な是正手段を提供する。また、職場における女性の安全を確保する。女性と少女に対する暴力をジェンダー平等及び女性の経済的エンパワーメントにとっての障害であると考え、暴力とハラスメン

トがもたらす様々な結果に対処し、そうした暴力の社会的・経済的コストの周知などを通じて意識向上活動を奨励する。さらに、暴力の被害者とサバイバーの労働市場への再参入を促進する対策を構築する。

(h) DV、セクシュアル・ハラスメント、とりわけ人身取引や女性殺し（フェミサイド）など、公的及び私的な領域での女性と少女に対するあらゆる形態の暴力からの保護、そうした暴力の防止、及びそうした暴力に対する処罰を目的とするジェンダーに敏感な対策を構築し、適用し、それにより女性と少女の経済的な権利とエンパワーメントの実現を推進し、女性の完全かつ生産的な雇用と経済への貢献を促進する。このために、特にコミュニティの動員、女性の経済的自立、男性と少年、とりわけコミュニティのリーダーの関与を通じて、男女にまつわる固定観念や否定的な社会規範、姿勢、態度の変革を推進する。さらに、暴力の被害者及びサバイバーである女性と少女を対象とした雇用の保護、仕事の休暇、意識付けの研修、心理社会的サービス、社会的セーフティネット等、女性に対する暴力がもたらす影響に対応するとともに、そうした女性の経済的機会を促進するための方策を可能な限り探る。

(i) 変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメントを可能にする環境づくりとして、仕事と男女の家庭責任の調和と分担を促進する法律及び規制枠組を強化する。このために、例えば育児休暇及びその他の休暇制度、勤務形態の柔軟化、授乳中の母親のサポート、インフラ及び技術の開発、子供やその他の扶養家族の保育とケアのための安価で利用しやすい良質な施設をはじめとするサービスの提供など、家庭に配慮した法律、政策及びサービスを策定し、実施し、促進する。また、父親やケア提供者としての家庭における仕事に関して男性と同等の責任を促す。

(j) とりわけ開発途上国の経済・社会開発の完全な実現を妨げ、国際法又は国連憲章に合致しない一方的な経済、金融あるいは貿易措置の公布と採用を控える。

教育訓練と技能開発の強化

(k) 女性及び少女、とりわけ最も取り残されてしまった女性及び少女がライフサイクルを通してあらゆるレベルで教育を受ける権利を促進し尊重する。このため、質の高い教育への万人のアクセスを提供し、包摂的で、平等で、非差別的な質の高い教育を確保し、全ての人の生涯にわたる学習機会と初等及び中等教育の修了を促進する。また、中等及び高等教育のあらゆる分野へのアクセスにおいて男女格差をなくし、金融リテラシー及びデジタルリテラシーを促進し、キャリア開発、訓練、奨学金、研究奨励制度への女性と少女の平等なアクセスを確保し、女性と少女のリーダーシップ能力と影響力を構築するための積極措置を採用する。さらには、学校環境における女性と少女の安全を促進、尊重、保証する施策、障害を持つ女性と少女のあらゆるレベルでの教育と訓練を支援する施策を採用する。

(l) 科学、技術、工学、数学などに関係した教育・訓練も含め、教育・訓練プログラムにジェンダーの視点を主流化する。女性の非識字をなくし、技能開発などを通じて学校又は失業から就業への効果的な移行を促進し、経済・社会・文化的開発への女性と少女の積極的な参加、あらゆるレベルのガバナンスと意思決定への女性の積極的な関与を可能にする。さらには、フォーマル経済への女性の完全な参加と統合を促進する状況を創出する。また、とりわけ仕事の世界における職業分離の根本的原因に

取り組むため、あらゆるレベルの教育プログラムでジェンダーに敏感なカリキュラムを開発する。

(m) フォーマル教育（訳注：学校教育）を受けていない少女へのキャッチアップ教育及び識字教育、結婚又は妊娠している少女も含め、少女が初等教育後も引き続き学校教育を受けられるようにするための特別な取組など、可能であれば通信技術教育も含め、少女のための良質な教育にさらに重点を置く。これにより若い女性が技能訓練や起業訓練を受けやすくすると共に、男女にまつわる固定観念にも取り組み、労働市場に参入する若い女性が完全かつ生産的な雇用、公正な報酬、ディーセント・ワークを得られる機会を確保する。

(n) 思春期の妊婦、若年の母親、及びシングルマザーが引き続き教育を受け、修了できることを確保する。これに関連して、そうした女性が学校に留まることや学校に復帰することを可能にするよう、教育政策を構築し、実施し、場合により見直すとともに、育児・授乳施設や託児所といった医療及び社会的なサービスや支援へのアクセスを提供し、またアクセスしやすい立地で、スケジュールに柔軟性があり、Eラーニングも含めた遠隔教育に対応した教育プログラムへのアクセスを提供する。その際、若年の父親を含む父親の重要な役割、責任、及び父親が直面する課題を念頭に置く。

女性の経済的エンパワーメントのための経済・社会政策の実施

(o) 包摂的な成長、女性の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワークを促進し、女性の働く権利と職場での権利を保護し、景気後退の影響を緩和するジェンダーに敏感なマクロ経済施策・労働施策・社会政策を採用し、実施し、その影響を監視する。

(p) 女性・少女用又は女性と少女に販売される物品及びサービスが男性・少年用又は男性と少年に販売される同様の物品及びサービスよりも高額となっており「ピンク税」としても知られる価格の男女差の慣行を廃止するための具体的な対策を講じる。

(q) ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントのための資金格差を縮小し、ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントのための国家、分野別の計画が全て効果的に実施されるように、十分に費用の見積もりを行い、適切に資源を配分されることを確保するため、全公共支出分野でジェンダーに敏感な予算配分とモニタリングを実施することを含め、ジェンダーに敏感な公的財政運営へのアプローチを支援し制度化するための具体的な対策を講じる。

(r) 公的セクター及び民間セクターにおいて、女性及び男性によるケア労働及び家事労働を、社会的保護、安全な労働条件、及び同一労働同一賃金又は同一価値労働同一賃金を提供することにより、有償のディーセント・ワークとして促進し、これによりインフォーマルで有償のケア労働及び家事労働に従事している者などインフォーマル労働者のフォーマル経済への移行を促す。

(s) 持続可能かつ安全で利用しやすく安価な公共交通システム、街路灯、及び男女別の適切な衛生施設等、ジェンダーに配慮した地方開発戦略や都市計画及び都市インフラを通じて、仕事に通う女性の安全及び教育施設に通う女性と少女の安全を向上させ、これにより様々な場所、製品、サービス及び経済機会への女性のアクセスを促進する。

(t) 例えば、公平かつ良質で利用しやすく安価な幼児教育、保育、高齢者介護、保健医療、障害者及びHIV・エイズ罹患者のケア及び社会サービス等、ジェンダーに配慮した社会保護及び育児・介護のインフラのための財政支出を最適化する。そして、社会保護政策は貧困と不平等の削減及び包摂的な成長とジェンダー平等の支援においても重要な役割を果たすことを念頭に置きつつ、ケアの提供者、及びケアを必要とする人、双方のニーズを満たすものとする。

(u) いかなる種類の差別もない万人のための社会的保護への全面的なアクセスを確保するため、その土台も含め、包摂的でジェンダーに配慮した社会保護制度の確立又は強化に向けて取り組む。また、インフォーマル労働からフォーマル労働への移行の促進等、より高い水準の保護を漸進的に達成するための施策を講じる。

(v) 雇用の経歴に関係ない拋出型及び/又は非拋出型の制度を通じ、女性の年金への完全かつ平等なアクセスを確保する法的措置、行政措置、政策措置を促進し、給付水準の男女格差を縮小する。

(w) 女性の少女のための適時かつ安価で良質な保健制度へのアクセスを向上により、達成可能な最高水準の身体的・精神的健康を享受する権利の全面的な実現を達成するための施策を講じる。このため、包括的で、安価で、女性と少女のニーズに的が絞られた性別に敏感な国家戦略及び公衆衛生政策・プログラムを講じる。また、とりわけ退職、失業、疾病、障害、高齢化、及び就労不能に際しての有給休暇及び社会保障給付へのアクセスの向上に取り組むとともに、妊娠中の女性にとって有害であることが証明されている種類の労働における特別な保護を彼女らに提供する適切な対策を含め、職業上の健康安全対策を構築し実施する。

(x) 例えば、家族計画、情報と教育、国家戦略及びプログラムに生殖に関する健康を組み入れること等の性と生殖に関する保健医療サービスへの万人のアクセスなど、「国際人口開発会議行動計画」、「北京行動綱領」、及びこれらのレビュー会議成果文書に基づく、性と生殖に関する健康及び生殖の権利への万人のアクセスを確保する。この際、女性の人権には、経済的権利・自立・エンパワーメントの実現に寄与するものとして、強制、差別、暴力にさらされることなく、性と生殖に関する健康を含む自らの性に関するすべての事柄について管理し、自由に責任を持って決定できる権利が含まれることを認識する。

(y) 母親であること、父親であること、母性、父性、及び子供の養育における親の役割の社会的意義を認識する。また、女性の労働市場参画の拡大を可能にする手段として、有給の母親・父親両親休暇及び女性と男性の双方に対する十分な社会保障給付を促進するとともに、こうした給付を利用しようとする際に差別を受けないことを確保するための適切な措置を講じる。さらに、女性の労働市場への参加を高める手段として、こうした機会に対する男性の認識と利用を促進する。

(z) 女性と少女が不釣り合いな割合で担っている無報酬のケア労働及び家事労働を認識 (recognize)、削減 (reduce)、再分配 (redistribute) するため、適切なあらゆる対策を講じる。このために、労働保護及び社会的保護を削減することなく、勤務形態の柔軟性を高めることを通じ、また、水と衛生、再生可能エネルギー、運輸及び情報通信技術などインフラ、技術及び公共サービスの提供、並びに利用

しやすく安価で良質な保育・介護施設の提供を通じて、仕事と家庭生活の調和と男女間での平等な責任分担を支援する政策及び取り組みを促進する。さらに、男女にまつわる固定観念や否定的な社会規範に挑み、父親としてケア提供者としての男性の参画と責任を促進する。

(aa) 無償のケア労働及び家事労働の国家経済への寄与度を判定するために定期的な生活時間調査等を通じて無償のケア労働及び家事労働の価値を測定する措置を講じ、そうした測定結果をジェンダーに配慮した経済・社会政策の策定に取り入れる。

(bb) ジェンダー平等と全ての女性と少女のエンパワーメントを実現する戦略的パートナーかつ同盟者として、男性と少年を十分に関与させる。このために、ケア労働及び家事労働の平等な責任分担等、男性と少年の役割と責任について取り組む国の政策・プログラムを制定、実行する。また、公・私的な領域両方での女性と少女に対するあらゆる形態の差別と暴力の根絶を目的として、不平等な力関係、男女にまつわる固定観念、女性と少女を男性と少年に従属するものとみなす否定的な社会規範などジェンダー不平等の根本原因を理解し、取り組むことにより、変化の担い手かつ受益者として、また、変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメントへの貢献として十分に関与するよう、男性と少年を奨励する。

(cc) 若い女性が学校から就業への移行で直面する構造的障壁及び固定観念の除去を目的とした政策及び計画を通じて等、全ての女性の労働市場への参入及び再参入と昇進を促進する。また、ケアに関係したキャリアの中断から復帰する女性及び高齢女性が直面する課題に取り組むべく、高賃金・高成長の職業等を目指したのも含め、技術・職業技能訓練、起業支援、職業斡旋、職業指導を受けられるようにする。

(dd) 障害を持つ全ての女性と少女のジェンダー平等とエンパワーメント、並びに彼女らの人権及び社会における包摂の全面的な実現を促進する。また、障害を持つ女性が公的セクター及び民間セクターにおいて他者と平等にディーセント・ワークへのアクセスを持ち、労働市場及び労働環境が障害者に開かれ、包摂的かつアクセス可能であることを確保するための施策を講じる。さらに、障害を持つ女性の雇用を拡大し、採用、雇用継続、昇進、安全・安心かつ健全な労働条件の提供等、あらゆる雇用形態に関する全ての面で障害に基づいた差別をなくすため、積極的な対策を講じる。その際、関連する国内本部機構及び障害者団体と協議の上でこれを行う。

(ee) 農業部門、食料安全保障と栄養、また、家族やコミュニティの経済的福利、さらには、小規模農業も含めた農業及び農村の発展強化への農山漁村の女性及び女性農家の貢献を強化し、支援する。また、生産能力と所得を向上させ、強靱性を強化する統合的かつ多部門にわたる政策の支援により、相互に合意した条件での投資や技術移転、及び小規模農業生産と流通における技術革新を通じて、農業技術への平等なアクセスを得られることを確保する。さらに、地方・域内・国際市場における彼女らの農産物取引における既存のギャップや障壁に取り組む。

(ff) 労働条件を改善し、生産資源へのアクセスを拡大し、関連するインフラ、公共サービス、及び時間節約型及び省力型技術への投資を行い、フォーマル経済での農山漁村の女性の有給雇用を促進し、農山漁村の女性が直面している困難な状況の構造的な基本原因に取り組む施策を講じることにより、農

山漁村の女性の非農業部門の有給雇用を支援する。

(gg) 暴力をはじめ、先住民族女性が直面している重複的・交差的な形態の差別及び障壁に取り組むことにより、良質で包摂的な教育へのアクセスと有意義な経済参画を確保する等、先住民族女性の経済的エンパワーメントを促進する施策を講じる。また、彼女らが伝統的に受け継いでいる知識を尊重し保護し、先住民族女性と少女にとっての「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の重要性に留意しながら、あらゆるレベル及びあらゆる分野における関連する意思決定プロセスへの参画を促進する施策を講じる。

(hh) 気候変動の悪影響に対応していくための女性と少女の強靱性と適応能力を支援するため、気候変動の緩和と気候変動への適応に関するジェンダーに配慮した戦略を、国際レベル及び域内レベルの法文書に沿って構築し、採択する。その際、とりわけ女性と少女の健康と福祉の増進、並びに労働力の公正な移行の観点を含めた持続可能な生計へのアクセスを通じて、女性と少女の経済的エンパワーメントの強化を目指す。

(ii) フォーマル経済及びインフォーマル経済、とりわけ女性の貧困、所得、世帯内の資産分配、無償のケア労働、女性による資産及び生産資源へのアクセス、管理及び所有、並びにあらゆるレベルでの意思決定への女性の参画に関するジェンダー統計及びデータに係る収集、分析及び提供を向上させるため、国内レベル及び国際レベルで基準及び方法の構築及び強化を継続する。それにより、変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメントの進捗を測定する。このために、途上国で性別、年齢別、所得別及びその国の状況に応じたその他の特性で分類した高品質で信頼性の高い適時のデータの系統的な設計、収集及びアクセス確保が可能になるよう、あらゆる資源からの財政的・技術的支援の動員の強化などにより、国家の統計能力を強化する。

(jj) 「第3回開発資金国際会議アディスアベバ行動目標」のコミットメントを再確認することにより、ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントを促進する。この際、政策の一貫性とあらゆるレベルでの全参加者による持続可能な開発を可能とする環境を追求し、持続可能な開発に向けたグローバル・パートナーシップを活性化する。

(kk) 資源格差を縮小するために大幅な投資拡大措置を取る。たとえば、公的セクター、民間セクターや国内外の資源の活用・分配等により、あらゆる資金源からの財務資源を活用する。また、現代的・累進的な税制、税政策の改善、徴税の効率化、政府開発援助におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの優先順位の上昇を通じて歳入管理を強化し、更なる前進を続ける。さらには、変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメントの迅速な実現のための政府開発援助の効果的な利用を確保する。

(ll) 多くの先進国による国民総所得の0.7%を開発途上国への政府開発援助にあてることへのコミットメントや、国民総所得の0.15~0.20%を後発開発途上国への政府開発援助にあてるという目標を含め、政府開発援助に関する先進各国それぞれのコミットメントを完全に履行するよう働きかける。また、政府開発援助が開発目標とターゲット達成に向け、とりわけ変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメントの促進を助けるために効果的に利用されることを確保するため、開発途上国

の更なる前進を奨励する。

(mm) 南南協力は南北協力を代替するものではなく、むしろそれを補強するものであるということを念頭に置きつつ、南北、南南、三角協力等の国際協力を強化する。共通の開発優先事項に焦点を当て、政府、市民社会及び民間セクターの全利害関係者の関与を得て、南南及び三角協力を強化するよう全諸国に呼びかける。一方で、この取組における国家の主導的な役割と当事者意識は、ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントの達成になくてならないことを特記する。

女性労働者の労働のインフォーマル性及び移動性の高まりへの取り組み

(nn) 十分な生活水準を可能にする賃金及び社会的保護を適用することにより、インフォーマルな有償労働、自宅での労働、及び中小零細企業、並びに農業部門、自営、パートタイム労働に従事している女性のフォーマルな雇用への移行を促進する。また、インフォーマル経済の労働者の職業安全衛生の保護を促進することにより、インフォーマル経済での労働の特徴でもある危険で不健康な労働条件に取り組む施策を講じる。

(oo) あらゆる部門における女性移民労働者の経済的エンパワーメントを促進し、移民であるか否かにかかわらず人権を保護するため、国際法に基づいた関連義務に則り、ジェンダーに配慮した国家の移民政策及び法令を採択する。また、女性移民労働者の技能及び教育を認識し、教育及び科学技術の領域も含めた生産的雇用、ディーセント・ワーク、及び労働力への統合を適宜に促進する。

(pp) 移民コミュニティにおける女性の重要な貢献とリーダーシップを認識し、地域社会における課題解決や機会構築への全面的かつ平等で有意義な参画を確保するための適切な措置を講じる。また、「難民と移民のためのニューヨーク宣言」に則り、あらゆる部門における女性移民労働者を保護し、循環移民など労働移動を促進し、移民労働者及び不安定な雇用状況にある労働者の労働権と安全な環境の保護の重要性を認識する。

(qq) 人権と持続可能な開発の視点を統合するとともに、あらゆる形態の人身取引と戦い、撲滅するための、ジェンダーと年齢に配慮した法的枠組を適切に施行する包括的な人身売買禁止戦略を考案し、強化し、実施する。とりわけ女性と少女の人身取引の問題に対する社会の認識を高め、現代の奴隷制や性的搾取に対する女性と少女の脆弱性を軽減する施策を講じる。さらには、とりわけ性的搾取や強制労働などあらゆる形態の搾取を助長する需要の根絶を視野に入れた対策のための国際協力を強化する。

女性の経済的エンパワーメントのための技術・デジタル変革の管理

(rr) 女性のライフサイクルを通じて新分野や新興分野における技能開発とディーセント・ワークへのアクセスを支援する。このために、特に科学、技術、工学、数学、情報通信技術、及びデジタル・フルエンシーにおける教育訓練の機会の範囲を拡大する。また、ユーザー、コンテンツ作成者、従業員、起業家、技術革新者、及びリーダーとしての女性、及び場合により少女の参画を強化する。

(ss) 科学技術教育の政策及びカリキュラムが、女性と少女のニーズに対応し、女性と少女のためになるよう強化し、持続可能な技術への投資と研究をとりわけ途上国の能力強化のために奨励し、これにより女性が科学技術を起業や変化する仕事の世界における経済的エンパワメントのために活用できるようにする。

女性の集合的意見、リーダーシップ、意思決定の強化

(tt) 必要に応じた暫定的特別措置等を通して、あらゆるレベルの経済的な意思決定の構造及び機関、並びに企業、取締役会及び労働組合における女性の完全、平等かつ効果的な参画及びリーダーや高位の職へのアクセスを確保するための施策を実行する。

(uu) 武力紛争及び紛争後の状況に置かれている女性、自然災害その他の人道上の緊急事態の影響下にある女性、及び国内避難民となっている女性が、リーダーシップ及び意思決定プロセスへの効果的かつ有意義な参画をするためにエンパワーされること、また、対応・復興戦略の中で全ての女性と少女の人権が完全に尊重され保護されることを確保する。

(vv) 女性と少女のエンパワメント及び女性と少女への投資は、経済成長、及び貧困及び極度の貧困の撲滅等、持続可能な開発目標全ての達成のために欠くことのできないものであるが、これらと、意思決定への女性の有意義な参画は、差別と暴力の連鎖を裁ち切り、女性と少女の人権の完全かつ効果的な享受を促進し保護する上で鍵となるものであることを認識する。さらに、少女へのエンパワメントには、親、法的保護者、家族及び養育者、少年と男性、さらには幅広いコミュニティからの積極的な支援と関与を得つつ、例えば少女らの団体を通じることを含め、自らの生活及びコミュニティにおける変化をもたらす主体としての少女ら自身の意思決定プロセスへの積極的な参画が必要であることを認識する。

(ww) 結社の自由、平和的集会及び団体交渉の権利を保護し、促進し、全ての女性労働者による組合、協同組合、及びビジネス団体の設立及び加盟を可能にする。その際、そうした法主体の設立、改組及び解散は国内法に従い、なおかつ各国の国際法上の義務を考慮に入れて行われることを認識する。

(xx) 仕事の世界におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントに対する障壁の防止と除去のために、政府、雇用主及び女性労働者や労働組合その他の代表組織を含む彼女達の団体の三者間での協力を支援する。

(yy) 労働組合、労働者団体、及び経営者組織への女性の参画とリーダーシップを奨励し、支援し、そうした組織の全リーダーに全ての女性労働者の利益を効果的に代表するよう促す。

(zz) 変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワメントに全ての市民社会参加者が十分に寄与できるよう、市民社会参加者全てにとって安全かつ寄与を可能とする環境整備を推進し、草の根、地方、国内、域内及び世界レベルの女性団体と市民社会団体に向けられる資源と支援を増やす。

(aaa) 差別的でないジェンダーに敏感な報道範囲、商業広告に根強く残っているような性別に関する

固定観念の排除等を通じ、ジェンダー平等及び女性の経済的エンパワーメントの実現のためにメディアが果たしうる十条な役割を認識する。また、女性と少女についてのバランスの取れた非固定的な描写は、女性と少女のエンパワーメント、女性と少女に対する差別や搾取の除去に資するものであり、そうした描写を促進するべく、メディアで働く者の研修、自主規制制度の構築や強化を奨励する。

女性の経済的エンパワーメントにおける民間セクターの役割の強化

(bbb) 「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組の実施」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、労働・環境・衛生基準、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UNWomen）」と国連グローバル・コンパクトが策定した「女性のエンパワーメント原則（訳注：WEPs）」に沿って行動し、社会的な責任を負い、説明責任を遂行するよう、民間セクターに働きかける。これにより、変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメントの促進、ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメント、女性と少女の全ての人権と基本的自由の完全かつ平等な享受の実現を目指す。

(ccc) 全ての労働者を尊重し、全ての労働者に各自の最大の能力を発揮する平等な機会を与えられる職場環境及び制度的慣行を奨励する。そのために、ジェンダー平等及びジェンダー主流化が、とりわけ官民両セクターにおける科学技術組織や制度を近代化するため必要とされる人的資源管理の側面の一つとみなされることを確保する。

(ddd) 資金調達、投資機会、事業用資産、事業開発及び研修へのアクセスを向上させること等により、女性の起業を奨励し、容易なものとする。これにより、官民両セクターにおける中小零細企業、協同組合及び自助グループ等の女性企業との取引やそれらからの調達の占める比率を拡大する。

(eee) 民間セクターと協力してジェンダーの視点を考慮に入れると共に、グローバル・バリュー・チェーンにおける女性の働く権利や職場での権利を促進・保護する政策や施策の策定及び実施への情報提供となるバリュー・チェーン分析を行う。

41. 委員会は、その業務の根幹となる「北京宣言及び行動綱領」のフォローアップにおける委員会の重要な役割を認識する。また、国内・域内・世界レベルでの2030アジェンダ実施レビューを通じてジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントに取り組み統合することと、「北京行動綱領」のフォローアップとジェンダーに配慮した2030アジェンダのフォローアップの相乗作用を確保することの重要性を強調する。

42. 委員会は、ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントを促進する国内本部機構の権限と能力を、それが適切な場合、あらゆるレベルで強化することを各国政府に求める。国内本部機構は、十分な資金を有し、政府の再考のレベルに置かれるべきである。また、委員会は、労働、経済、金融に関わる政府機関等関連する全ての国家機関及び地方機関において、ジェンダー視点を主流化することを各国政府に求める。これにより、国家計画、意思決定、政策の策定と実施、予算プロセス及び制度構造が、変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメントに寄与することを確保する。

43. 委員会は、2015年12月17日付け国連総会決議 70/163 を想起し、人権の促進及び保護のための国内機構の地位に関する原則（パリ原則）を完全に遵守する国内人権機関があれば、経済社会理事会の手続き規則を遵守しつつ、第62回会期の当委員会への出席等、一層の参画を促す方法の検討の継続を事務局に奨励する。

44. 委員会は、各国の依頼に応じ、変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメントの実現に向けた取り組みについて、国連諸機関が各自の権限内で支援するよう呼びかける。

45. 委員会は、変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワーメントに向けた「北京宣言及び行動綱領」及び2030アジェンダの、完全で、効果的で、より迅速な実施を支援するため、ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントの推進、各国政府及び各国の女性のための国内本部機構の依頼に基づいた支援、国連機関の調整、並びに市民社会、民間セクター、経営者団体及び労働組合、及びその他利害関係者のあらゆるレベルでの動員において、UN Women が中心的な役割を果たし続けることを呼びかける。